明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

吸収分割公告及び合併公告

王子ネピア株式会社（以下、「甲」）は、ネピアテンダー株式会社（以下、「乙」）を承継会社とする吸収分割により（以下、「本件分割」）、乙に対して甲の営む名古屋工場および徳島工場の家庭紙抄造に係わる部門をのぞくすべての事業ならびにこれらに関連する事業の権利義務を承継させることにいたしました。

また、本件分割が効力を生じたことを停止条件として、甲と王子製紙分割準備株式会社（以下、「丙」）は、甲を吸収合併消滅会社、丙を吸収合併存続会社として吸収合併し、丙は甲の権利義務全部を承継して存続し甲は解散することにいたしました。さらに、本件分割により乙の子会社となったネピア加工株式会社（以下、「丁」）及びホクシー紙工株式会社（以下、「戊」）は、丁及び戊を吸収合併消滅会社、乙を吸収合併存続会社として吸収合併し、乙は丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し丁及び戊は解散することにいたしました（以下、これら三つの合併を合わせて「本件合併」という）。

本件分割及び本件合併の効力発生日は平成二十四年十月一日であり、株主総会の承認決議は平成二十四年九月二十四日を予定しております。

本件分割及び本件合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

甲、乙、丁及び戊の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。なお、丙は確定した最終事業年度はありません。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二日
掲載頁　一六五頁（号外第一四四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一四四号）

（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十四日
掲載頁　六十六頁（号外第一五九号）

（戊）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二日
掲載頁　五十八頁（号外第一四四号）

平成二十四年八月二十七日
東京都中央区銀座五丁目一二番八号
（甲）王子ネピア株式会社
代表取締役　清水　紀暁

東京都中央区銀座四丁目七番五号
（丙）王子製紙分割準備株式会社
代表取締役　渡辺　正

愛知県春日井市王子町一番地
（丁）ネピア加工株式会社
代表取締役　清水　紀暁

北海道苫小牧市勇払一四三番地
（戊）ホクシー紙工株式会社
代表取締役　清水　紀暁

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年九月二十七日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年八月二十七日
東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル
FTNファイナンシャル・アジア・リミテッド
日本における代表者　森川　豊

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十億三千万円減少し、二十二億九千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年二月六日
掲載頁　六十頁（号外第二十七号）
平成二十四年八月二十七日
東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地
さくら綜合事務所内
薬院ホールディングス特定目的会社
取締役　浅野　明彦

優先出資の消却につき通知公告

当社は、資産の流動化に関する法律第四十七条第一項の規定により、優先出資三万口（第一回A号優先出資二万四千口及び第一回B号優先出資六千口）を消却することにいたしましたので公告します。なお、効力発生日は平成二十四年九月十一日であり、同日において当該優先出資の消却の効力が生じます。

平成二十四年八月二十七日
東京都港区元赤坂一丁目一番七号
京橋TDビル特定目的会社
取締役　塩野　光二

取消公告

平成二十四年六月二十九日掲載の優先資本金の額の減少公告は、当該減資にかかる決議が撤回されたため、取消します。

平成二十四年八月二十七日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
東品川特定目的会社
取締役　粟国　正樹

正誤

ページ	段	行	誤	正
一三	下	八	租鉱権者となろ	租鉱権者となろうとする者
〃	上	一四	及び図面並びに	及び
〃	〃	一三	あった	あつた
〃	〃	一四	第13の1	第13の1の
〃	下	一九	坑外	鉱害
〃	〃	一一	亜炭鉱	亜炭坑
〃	上	一四	第20の3	第20（その3）
〃	下	一七	（第27条の3	（第27条の4
〃	上	一	（第27条の4	（第27条の5
〃	〃	一四	及び図面並びに	及び
〃	〃	一三	あった	あつた
〃	〃	一四	第13の1	第13の1の
〃	下	一九	坑外	鉱害
〃	〃	一一	亜炭鉱	亜炭坑
〃	上	一四	第20の3	第20（その3）
〃	下	一七	（第27条の3	（第27条の4
〃	上	一	（第27条の4	（第27条の5
〃	〃	一四	通り	とおり
〃	〃	一	〇第22条の3第1項及び	第22条の4第1項、第23条第1項及び
〃	〃	一八	五堀出願人	掘出願人
〃	〃	一	六〕よって	よつて
〃	〃	一	四〕よって	よつて
〃	〃	一	あって	あつて
〃	〃	一	二符号は	符号は、
〃	〃	一	四柱状時	柱状図
〃	〃	二〇	備考4中	表し難い
〃	〃	二一	上 様式第28	最も
〃	〃	二二	備考1中	職名及び氏名
〃	〃	二二	一八行目の次に	【鉱業権の設定の登録のあつた年月日】を一行加える。
〃	〃	二三	終りから一	及び図面並びに
〃	〃	二四	終りから一	及び
〃	〃	二三	終りから一	あった
〃	〃	二四	終りから一	第13の1の
〃	〃	二三	終りから一	鉱害
〃	〃	二四	終りから一	亜炭坑
〃	〃	二三	終りから一	第20（その3）
〃	〃	二四	終りから一	（第27条の4
〃	〃	二三	終りから一	（第27条の5
〃	〃	二四	終りから一	及び
〃	〃	二三	終りから一	あつた